

広報
てんかわ



観音峰からの冬景色



主な内容

議会だより	2
天川村の給与・定員管理等について	3~8
国勢調査	9
おしらせ	12~13

No.349

2

議会だより

— 平成18年第1回臨時会を開催しました —

天川村議会「平成18年第1回臨時会」が1月24日（火）に開かれました。

原案のとおり可決して、閉会しました。その概要を報告します。

議決事項

▼天川村課設置条例の全部を改正する条例について

行政改革の一環として、組織の改革を行い現行6課（総務課、観光農林課、地域政策課、住民課、建設環境衛生課、健康対策課、）から4課（総務課、産業建設課、地域政策課、住民課）に改正され平成18年4月1日から新しくなります。

▼中吉野広域消防組合規約の一部を改正する規約について

平成18年4月1日より大淀町収入役が廃止されることに伴い、中吉野

広域消防組合規約のうち組織町村の収入役に係る規定等に変更されるものです。

▼南和広域衛生組合規約の一部を改正する規約について

中吉野広域消防組合規約の一部を改正する規約と同じです。



車谷村長議案説明

県内で買い物をすれば、住みよい郷土ができる!

お買い物は県内で

奈良県内で買い物をすれば、県に入る地方消費税が増え、さらに市町村への交付金も増えて、身近な行政に生かされます。

たばこも地元で買いましょ! たばこを買った地元の県や市町村の収入となります。



奈良県・市町村 奈良県地方消費税啓発推進協議会

天川村の給与・定員管理等について

村職員に支給される給与は、地方自治法と地方公務員法に基づき、村議会を経て定められています。村職員の給与や定員の状況などの実態について村民の皆さんに一層のご理解をいただくため、平成17年4月1日現在の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

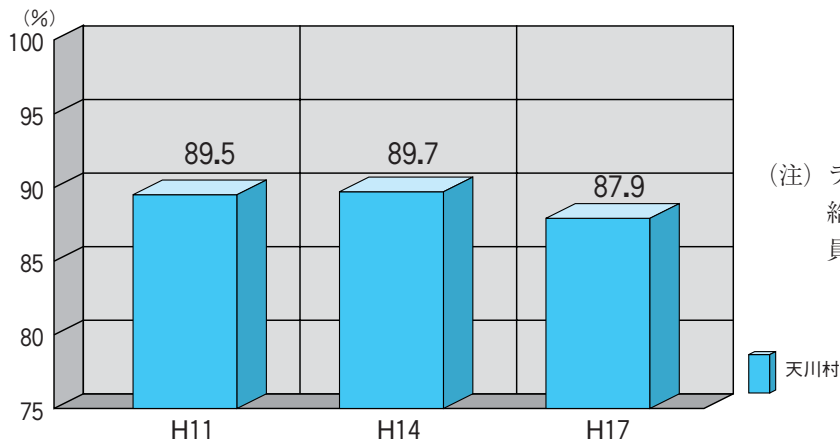
区 分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
16年度	人 2,064	千円 2,762,352	千円 113,068	千円 527,163	% 19.08	% 21.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 71	千円 250,680	千円 39,358	千円 100,187	千円 390,225	千円 5,496

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
天川村	44歳	319,400円	352,400円
国	40.3歳	329,728円	382,092円

(注) 1 「一般行政職」とは、医療職、技能労務職、教育職などを除いたものである。
2 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当等の諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		天 川 村		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	249,200円	— 円	322,400円
	高校卒	214,900円	260,400円	311,900円

(4) 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種	区 分		全職種
16年度	職員数	人	15年度	職員数	人
	A	74		A	80
	普通昇給期間（12～24）を短縮して昇給した職員数	人		B	0
	比率	%		比率	%
	B/A	0		B/A	0

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

天 川 村			国		
(16年度支給割合)			(16年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.70月分	6月期	1.40月分	0.70月分
12月期	1.60月分	0.70月分	12月期	1.60月分	0.70月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職務の級等による加算措置 5～10%			役職加算5～20% 管理職加算10～25%		

(2) 退職手当（17年4月1日現在）

天 川 村			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	60.00月分	59.28月分	最高限度額	60.00月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
平成16年度1人当たり平均支給額 7,350千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当 (17年 4月 1日現在)

支給実績 (16年度決算)		8,823千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)		114,586円
天川村支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
3%以内	77人	12%以内

※平成17年度より、月例給与にかかる調整手当について支給停止である。

(4) 特殊勤務手当 (17年 4月 1日現在)

支給実績 (16年度決算)		2,415,000円
支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)		185,769円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (16年度)		16.88%
手当の種類 (手当数)		2
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病患者等の救護又は、伝染病菌附着の危険のある物件の処理に従事した職員	1日又は1回 1,500円
行路死亡人処理手当	行路死亡人を処理した職員	1日又は1回 5,000円

(注) 16年度まで実施していた手当数13を、平成17年4月1日より手当数2に削減している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (15年度決算)	10,611,427円	支給実績 (16年度決算)	7,810,878円
職員1人当たり平均支給年額 (15年度決算)	312,101円	職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	223,167円

(6) その他の手当 (17年 4月 1日現在)

区分	内容及び支給単価	国制度との同異	支給実績 (16年度決算)
扶養手当	配偶者 ……13,500円 配偶者以外の扶養親族で2人まで ……6,000円 ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の 1人目の子等 ……6,500円 配偶者のない場合には扶養親族のうち1人は11,000円 その他の扶養親族1人につき ……5,000円 (満16歳から22歳のこども1人につき5,000円の加算)	同	円 12,209,000
住居手当	借家 ……月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給している。 自宅 ……住宅を新築購入した場合のみ、5年間2,500円	同	円 1,120,000
通勤手当	交通機関 (電車・バス) 利用者 ……負担している運賃の額に応じて最高50,000円まで支給している。 交通用具 (自動車など) 使用者 ……片道の使用距離に応じ、2,000円 (2km以上5km未満) から最高24,500円 (60km以上) まで支給している。	同	円 5,284,000
管理職手当	参事、課長、議会事務局長、教育次長、診療所事務長、主幹 ……給料月額に対する支給割合 10% 室長、課長補佐、センター事務長、保健婦長、看護婦長、幼稚園長 ……給料月額に対する支給割合 8%	8%~ 25%	円 14,047,164

※管理職手当について、平成17年4月分より各支給割合2%削減している。

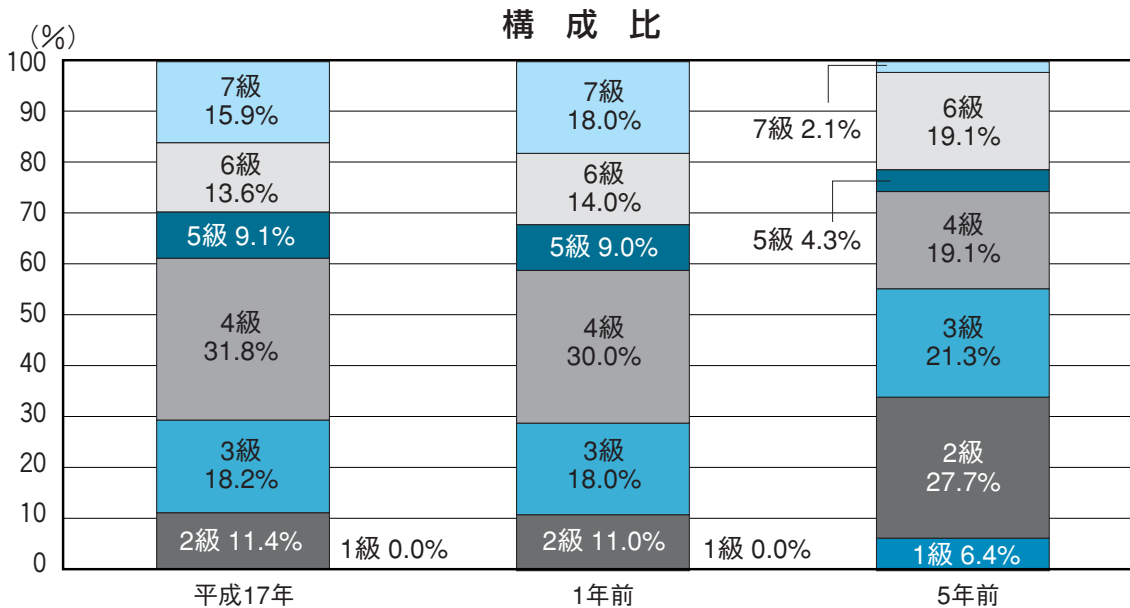
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う主事補の職務	0人	0%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	5人	11.4%
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	8人	18.2%
4級	課長補佐及び主査の職務	14人	31.8%
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務	4人	9.1%
6級	課長（室長）及び主幹の職務	6人	13.6%
7級	参事及び困難な業務を処理する課長（室長）の職務	7人	15.9%

(注) 1 天川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

	区分	給料月額	期末手当
給料	村長	700,000円	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分
	助役	600,000円	
	収入役	570,000円	
報酬	議長	270,000円	
	副議長	220,000円	
	議員	210,000円	

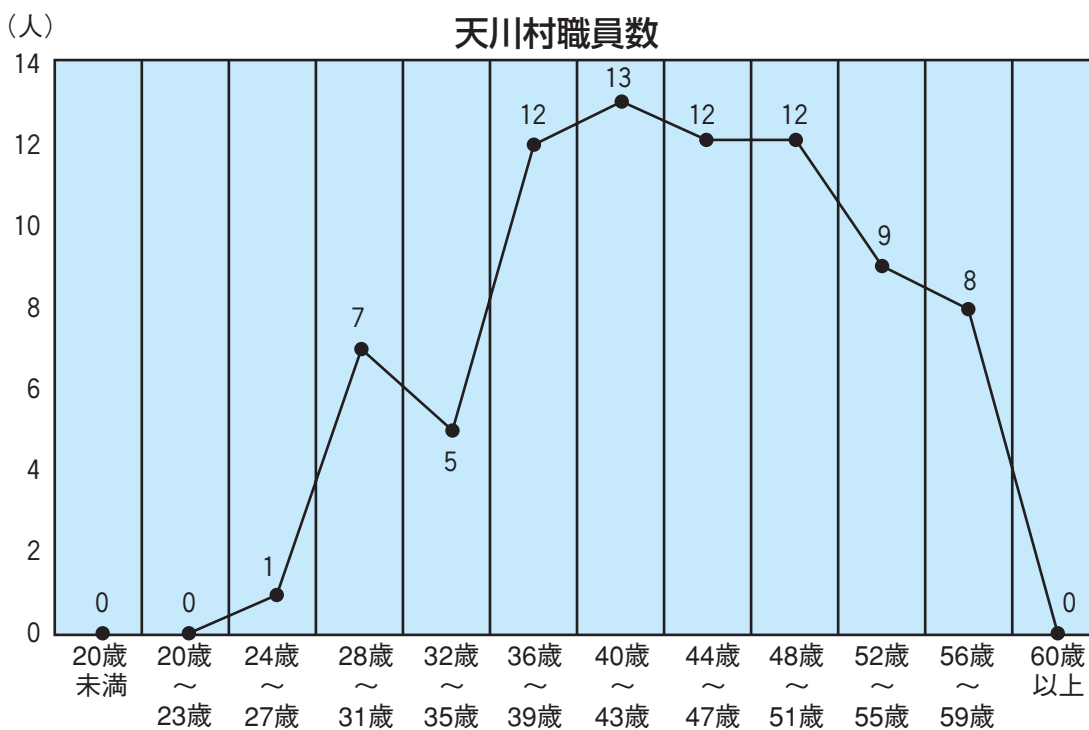
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

区 分 部 門		職 員 数			対前年比増加数		
		平成15年	平成16年	平成17年	平成15年	平成16年	平成17年
一般行政 部 門	議 会	1	1	1			
	総務企画	16	18	18	1	2	
	税 務	3	3	3	△1		
	民 生	4	4	4			
	衛 生	10	9	9	△1	△1	
	農 林	8	6	5	1	△2	△1
	商 工	5	6	3		1	△3
	土 木	4	2	2		△2	
	小 計	51	49	45	0	△2	△4
特別行政 部 門	教 育	21	20	20	△1	△1	
	小 計	21	20	20	△1	△1	
公営企業 会計部門	病 院	6	5	5		△1	
	下水道	3	2	2		△1	
	その他	2	2	2	△1		
	小 計	11	9	9	△1	△2	
合 計		83	78	74	△2	△5	△4

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、臨時職又は非常勤職員を除いている。

(2) 年齢別職員構成の状況 (17年4月1日現在)



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	4パーセント以上の純減

②平成22年4月1日における定員の数値目標

一般行政部門において41人の定員を目標とする

③定員適正化計画の年次別推進状況の概要

〈各年度4月1日現在〉

部 門	区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22.4.1 計画目標
一般行政	減 員		4	0	0	3	—
	増 員		3	0	0	0	—
	差 引		—1	0	0	—3	—
	職員数	45	44	44	44	41	41
特別行政	減 員		1	0	0	1	2
	増 員		0	0	0	0	—
	差 引		—1	0	0	—1	—2
	職員数	20	19	19	19	18	16
公営企業等	減 員		2	0	0	0	—
	増 員		0	0	0	0	—
	差 引		—2	0	0	0	—
	職員数	9	7	7	7	7	7
計	減 員		7	0	0	4	—
	増 員		3	0	0	0	—
	差 引		—4	0	0	—4	—2
	職員数	74	70	70	70	66	64

(注) 1 計画期間は、17年～21年度の5年間である。

依然つづく

人口の減少

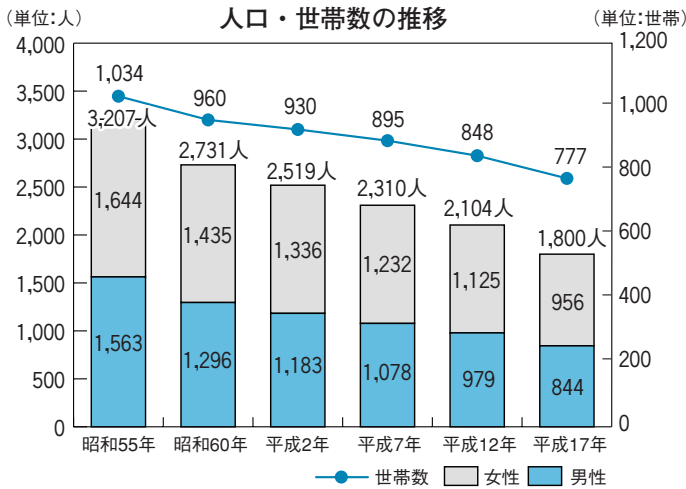
天川村の人口は1,800人

■人口と世帯数の前回比較

区分	平成17年	平成12年	増減数	増減率
人口	総数	1,800	△ 304	△ 14.4
	男	844	△ 135	△ 13.8
	女	956	△ 169	△ 15.0
世帯数	777	848	△ 71	△ 8.4

昨年10月1日現在で実施された平成17年国勢調査の速報人口が公表されました。村の人口は1,800人で、平成12年の前回調査(2,104人)に比べると304人の減少となりました(減少率は14.4%)。この人口減少率は県内で2番目に高く、いかに村の人口流出が多いかが分かります。男女別の人口は、男性が844人・女性が956人と、女性が112人多く、女性100人に対する男性の数は、88.3人となっています。

世帯数は777世帯で、前回(848世帯)に比べると71世帯の減少となっています。1世帯あたりの世帯人員は2.32人で前回(2.48人)を0.16人下回りました。国勢調査にご協力くださった住民の皆さま、そして調査にご尽力いただきました調査員の皆さまや各区長及び洞川各町総代の皆さま、ありがとうございます。



■大字別人口・世帯数

()は平成12年国勢調査結果との比較

大字名	総数(人)	男(人)	女(人)	世帯数
洞川	710 (-58)	325 (-26)	385 (-32)	283 (-7)
北角	18 (-5)	9 (-1)	9 (-4)	8 (+1)
南角	3 (-2)	0 (0)	3 (-2)	3 (-2)
中越	38 (-17)	17 (-10)	21 (-7)	18 (-8)
川合	82 (-33)	40 (-14)	42 (-19)	37 (-11)
沢谷	21 (-5)	10 (-2)	11 (-3)	16 (-1)
沖金	54 (-21)	23 (-8)	31 (-13)	26 (-8)
中谷	112 (-25)	52 (-7)	60 (-18)	45 (-5)
沢原	63 (-9)	30 (-3)	33 (-6)	22 (-2)
北小原	19 (-4)	9 (-1)	10 (-3)	7 (-1)
五色	25 (-14)	9 (-10)	16 (-4)	12 (-2)
南日裏	98 (-21)	51 (-10)	47 (-11)	43 (-4)
坪内	162 (-26)	85 (-7)	77 (-19)	79 (-1)
九尾	35 (0)	17 (-1)	18 (+1)	21 (0)
栃尾	95 (-17)	44 (-10)	51 (-7)	43 (-3)
和田	71 (-17)	35 (-7)	36 (-10)	31 (-6)
籠山	29 (-8)	13 (-3)	16 (-5)	13 (-1)
庵住	62 (-6)	29 (-6)	33 (0)	19 (-1)
山西	37 (+7)	16 (+4)	21 (+3)	15 (0)
広瀬	20 (-6)	10 (-3)	10 (-3)	10 (-2)
滝尾	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
塩野	43 (-19)	19 (-11)	24 (-8)	24 (-8)
塩谷	3 (+2)	1 (+1)	2 (+1)	2 (+1)

国勢調査から得られる各種統計は、国や地方公共団体における各種の行政施策を立案するための基礎資料となり、これを基に今後の村政を展開していくこととなります。

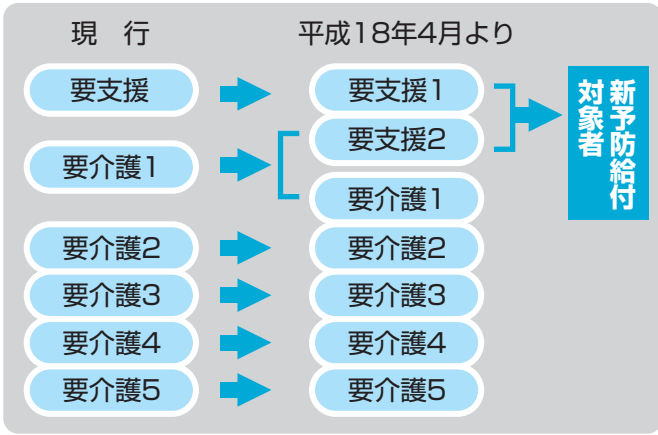
なお、この結果はあくまで速報値であり、後日総務省が公表する確定値等とは異なる場合がありますのでご注意ください。



介護保険制度の改正について

平成18年4月より介護保険制度が大きく変わります。主な改正点は以下のとおりです。

- すでに平成17年10月より施設入所・在宅の食事及び居住費の見直しがありません。
- 地域包括支援センターを市町村で1箇所以上設立することになりました。
- 要介護認定区分の変更が次のように行なわれます。



新予防給付とは、現在サービスの計画は民間にお願いしておりますが、4月よりほほえみポート内に地域包括支援センターで要支援1・要支援2に認定された方のサービス計画を毎月行なうようになります。

地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、介護予防、高齢者の相談窓口等高齢者にとって身近な組織として運用されます。悩みごとや健康に関することはお気軽にご相談下さい。

地域包括支援センター業務は、以下のとおりです。

- 要支援1、要支援2のサービス計画の策定及び評価
- 特定高齢者介護予防（要介護認定を受けていない65歳以上の人を調査し、認定に近づきつつ方をピックアップして、運動機能向上のトレーニングを3ヶ月継続して実施

する事業）平成18年度は、初年度です。多くの事業は計画してありませんが、平成19年度よりはメニューを増やしていく方向で検討しています。

- 一般高齢者介護予防（グラウンドゴルフ等）
- オムツの支給事業（要介護3以上の非課税世帯）
- 介護者家族慰労事業等があります。限られた予算の中で出来る限りのことを考えていきたいと思っております。いろんなご意見をお待ちしております。

保険料の改正について

介護保険料は3年毎に見直しを行います。保険料を確定しています。

- ▼平成12年度～平成14年度（第1期）標準月額 1,880円
- ▼平成15年度～平成17年度（第2期）標準月額 3,000円
- ▼平成18年度～平成20年度（第3期）第3期の保険料につきましては、大幅な値上げを行わないと対応出来なくなっています。給付額の伸びは左記のとおりです。
- ▼平成15年 152, 126, 972円

▼平成16年度 174,701, 270円

▼平成18年度 208,000, 000円

（平成18年度は、現段階よりの予定額です）

介護保険料では右記の金額の19パーセントを負担が必要です。

お知らせ

介護保険地域密着型サービスの実施を考えられておられる方へ

地域密着型サービスには、小規模多機能型居宅介護など6種のサービスがありますが、介護保険法の改正に伴い、平成18年4月1日よりこの指定権限が村に移譲されることになり、事業者を対象にした相談を受け付けています。

▼日時 平日の8時15分から17時00時まで

▼場所 ほほえみポート天川内 健康対策課

▼対象 村内で地域密着型サービスを計画している事業者等

ただし、事前に来庁の連絡をお願いします。

問い合わせ

健康対策課 介護保険係
☎0747-63-9110

国民年金保険料の納付は

口座振替が断然お得です!

口座振替で
最大3,490円
の割引!

口座振替なら一度手続きするだけで、預金口座から自動的に保険料を納めることができるので、納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が省けてとても便利です。しかも、「前納」や「早割制度」を利用すると保険料が割引されてたいへんお得です。

1 保険料の前納（1年または6ヶ月）を口座振替にすると割引額が増えます。

平成18年度の保険料（月額13,860円）を一括して前納すると、

	現金納付の割引額	口座振替の割引額	差 額
1年前納の場合	2,950円	3,490円	⇒ 540円
6ヶ月前納の場合	680円	940円	⇒ 260円

となり 口座振替の方がお得です!

☆口座振替前納の申込は**平成18年3月10日**までに社会保険事務所または金融機関まで

☆1年前納の振替日は4月末（今年は5月1日）、6ヶ月前納は4月末（今年は5月1日）及び9月末です。

2 毎月納付でも、口座振替ならお得な早割ができます。

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料（月額**13,860円**）ですが、月々の保険料を口座振替の早割（当月保険料の当月末引落し）で納付すると、月額**50円が割引**となります。早割制度を申込すると、初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（定額保険料と50円割引された保険料）が引落としとなり、それ以降は毎月の保険料が50円割引となります。

なお、保険料の半額免除の承認を受けている人の口座振替は、通常の口座振替での申し込みとなります。

口座振替の種類は4種類

- ①1年度分
- ②6ヶ月（4月～9月分、10月～3月分）
- ③毎月納付（早割）
- ④毎月納付（割引なし）



■問い合わせ 奈良社会保険事務局年金課 ☎0742-32-0505

自動車登録等申請について

毎年3月末は、企業の決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が集中し申請窓口が大変輻輳します。

この時期に申請されますと皆さま方には長時間お待ちいただくなど、ご迷惑おかけすることが予想されます。

このような状況を緩和するため、また、比較的短時間で登録申請するため、自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)等の各種手続きは、出来るだけ早期に済まされますようお願いいたします。

検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク(050-5540-2063)で、開庁日の8:30~17:00は、オペレーターが対応し、音声案内は24時間ご利用になれます。

また、近畿運輸局ホームページ <http://www.kkt.mlit.go.jp/> を開設して、各種申請手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局

廃車・名義変更の手続きをお忘れなく!!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。単車や軽自動車などを譲渡したり、廃車した場合、下記の関係機関での届出が必要です。その手続きを怠ると、実際に所有していなくても、4月1日現在の登録されている所有者等に課税されますのでご注意ください。

車種	手続きをするところ	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場住民課 ☎63-0321	~廃車の場合~ ●印鑑 ●ナンバープレート ●標識交付証明書
二輪車 (125ccを超えるもの)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎0743 (57) 6903	左記に問い合わせてください
軽三輪車 軽四輪車	奈良県軽自動車検査協会 ☎0743 (58) 3226	

善意銀行

金、100,000円
中越 樋口幸男 様
(亡子、靖 様ご供養として)
ありがとうございます

金、200,000円
栃尾 玉井三天 様
(亡妻、一子 様ご供養として)
ありがとうございます

金、100,000円
九尾 小西竹子 様
(亡夫、富弘 様ご供養として)
ありがとうございます

金、100,000円
洞川 皿谷 明夫 様
(亡父、太一 亡母美枝子様ご供養として)
ありがとうございます

金、100,000円
中谷 山本 ルリ子 様
(亡夫、満晴 様ご供養として)
ありがとうございます

平成18年春季火災予防運動

統一標語「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

春季火災予防運動が3月1日(水)から3月7日(火)まで実施されます。平成17年中の中吉野広域消防組合管内での火災発生件数は21件で、その内訳は建物火災13件、車両火災2件、林野火災4件、その他の火災2件となっています。



火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火の取り扱いは十分注意しましょう。

また、この運動と併せて車両火災予防運動・山火事予防運動が実施されますので、車両内への危険物品の持ち込み、山林内でのたき火・火入

子ども映画会



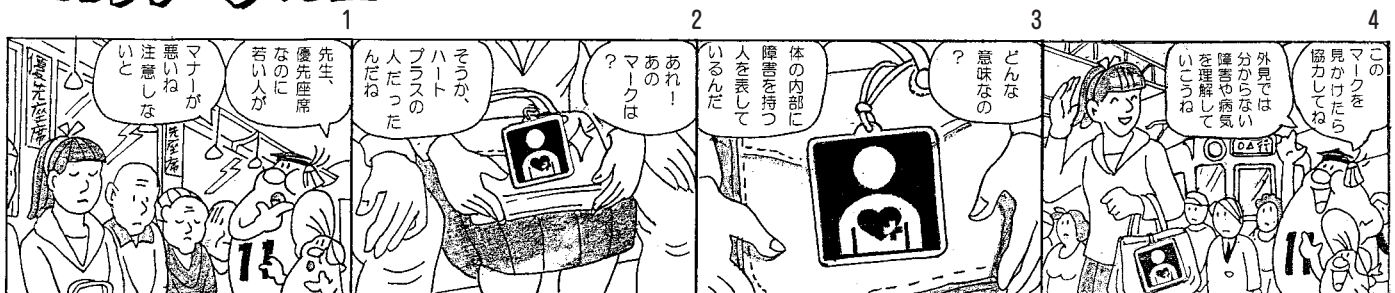
3月24日[金] 午後**7時30分**～
天川村山村開発センター 大ホール

**入場料
500円**

◆送迎 下山西……午後6時40分発
洞川バス停…午後7時10分発
◆主催 天川村教育委員会

(今回より入場料をいただくことになりました。)

てんいち先生



れには特に注意して下さい。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣
- 1 3つの習慣・4つの対策
- 2 寝タバコは、絶対やめる。
- 3 ストープは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。

○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- 2 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品などを使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、

住宅用消火器などを備える。

○お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制つくる。

※老朽化した消火器の廃棄に関するお問い合わせは最寄りの消防署まで

中吉野広域消防組合 天川出張所

☎ 0747-6310299

http://www.nakayoshino.or.jp/

写真館



白川八丁

写真提供者 平恵子さん

稲村ヶ岳の冬



★皆さまからの写真をお待ちしています。
(子どもの写真、花・風景の写真でも結構です)
天川村役場 観光農林課 広報係まで。

訂正とお詫び

1月号の広報の写真館の中で上村修一郎さんと掲載いたしましたの上西修一郎さんの誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

- 一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
- ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

誰もが天と地の恵みで育つように

- 郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
- 共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

誰もが清らかで力強さのある流れのように

- スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
- 自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ



の国



の国



の国

広報てんかわ

平成18年2月28日発行 通巻349号



人口
2,020人
(-3)



男
950人
(-1)



女
1,070人
(-2)



世帯数
818戸
(-1)

2006年1月31日現在 () 内は前月との比較